

# 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化等に伴う除却事業)について

総務省 自治財政局 財務調査課

## 1 はじめに

地方公共団体の公共施設等は人口増加の局面にあった1970年代にその多くが整備されましたが、ほぼ同時期に多くの施設が整備されたため、それらの老朽化も同時に進み、今後一斉にその更新時期が到来することが見込まれます。また、人口減少・少子高齢化が進む中で、不要な施設の増加や施設の需要の変化も見込まれます。こうした環境の中では、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施する必要があります。

本稿では、公共施設等の適正管理のための取組みを進める際に活用できる財政措置である、公共施設等適正管理推進事業債のうち、令和7年度に拡充した「集約化・複合化等に伴う除却事業」についてご紹介します。

## 2 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画

人口減少や少子高齢化の進展、施設の老朽化が進む中で、限られた財源で適切に公共施設等の管理を行うためには、所有施設等の現状を網羅的に把握し、中長期的な経費や財源を見込んだ現状分析をした上で、施設管理に関する基本的な方針を定めることが重要です。

こうした観点から、総務省では、2014年度から「公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という)」の策定を各地方公共団体をお願いしてきたところです。

また、総合管理計画とは別に、個別施設ごとの具体的な対応方針については、施設の種類ごとに、当該施設を所管する省庁からガイドラインが出さ

れており、これに基づいて個別施設計画を作成いただくこととなっています。個々の施設に対する具体的な取組みについては、この個別施設計画に基づき、地域の実情を踏まえて議会や住民等との議論も行いながら実施することになります。

## 3 公共施設等適正管理推進事業債

各地方公共団体においては、総合管理計画及び個別施設計画に定めた方針に従って、公共施設の更新や統廃合、長寿命化等を行っていくことになりますが、実際に取組みを進めていくにあたっては、トータルコストの縮減、財政負担の削減・平準化を行い計画的に取組みを進めるため、公共施設等適正管理推進事業債を活用することができま。この事業債は、①集約化・複合化事業、②長寿命化事業、③転用事業、④立地適正化事業、⑤ユニバーサルデザイン化事業、⑥除却事業を対象としています(図1)。

中でも、⑥の除却事業については、過去に建設された大量の公共施設等の更新時期に対応するため、平成26年度から当分の間の措置として特例的に地方債の対象とされました。公共施設等の適正管理の取組みの進展により、供用を廃止した施設が増加し、その除却について多額の財政需要が見込まれる一方で、地方債を発行することで財政負担は平準化され、単年度の負担は抑制されていることや、除却後の土地の様々な活用(売却等)も想定されることなどから、元利償還金に対する交付税措置は行われていませんでした。

除却事業の元利償還金に対する交付税措置については、各団体から地域の実情を伺う中で要望の声を多くいただいております。そのため、除却

の財政負担の重さを理由に公共施設等の適正管理が停滞することにより、将来世代に負担が先送りされることを避けるため、新たに令和7年度から、①の集約化・複合化事業を拡充する形で、「集約化・複合化等に伴う除却事業」を追加しました。

この「集約化・複合化等に伴う除却事業」については、施設の整備を行い、複数の施設を統合する場合や、施設の整備を行わず、複数の施設の機能を統合する場合の旧施設の除却を対象としています。また、施設や機能の統合、建替えを実施せずに既存施設及びその機能を廃止する場合についても対象としています。

本事業の活用にあたっては、

ア 総合管理計画及び個別施設計画に基づき実施するものであること

イ 統合後の施設の供用開始から5年以内又は除却予定の施設の供用廃止から5年以内に実施するものであること

ウ 施設の整備を伴う場合においては、統合後の施設について延床面積が減少すること

を要件としています。経過措置として、令和6年度以前に実施した集約化・複合化等に伴い施設の除却を行う場合については、5年超経過したものであっても、イの要件に関わらず対象としているところです(図2)。

本事業については、事業費の90%に対して当該地方債を充当することができ、さらにその地方債の元利償還金について、50%を地方交付税措置することとしています。ただ、前述のように、除却後の土地については売却などの様々な活用が想定

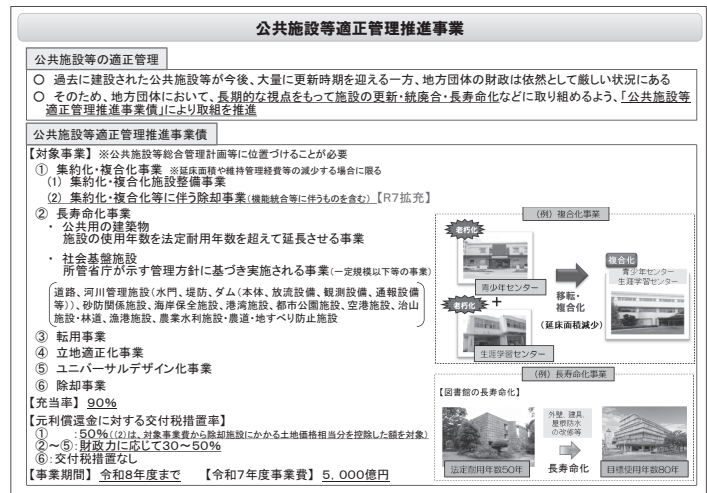


図1 公共施設等適正管理推進事業

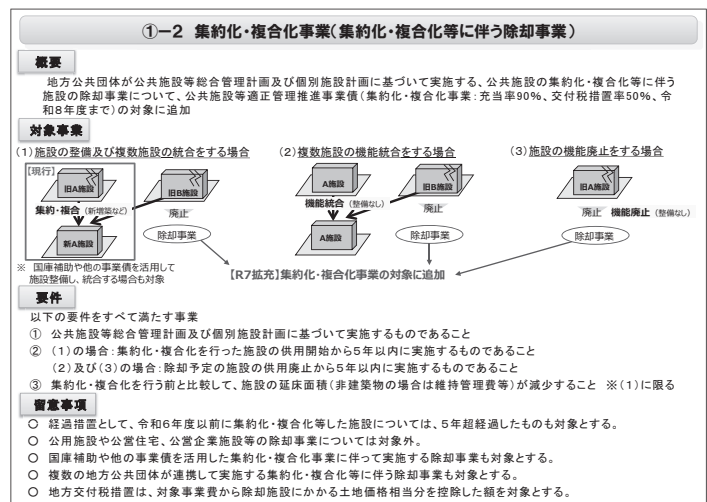


図2 集約化・複合化事業(集約化・複合化等に伴う除却事業)

されるところであり、実際に除却後に土地を売却した場合に、除却費用と比較して著しく高い金額で売却された事例もあることから、交付税措置にあたっては、対象から除却施設に係る土地価格相当分を控除することとしています。

## 4 おわりに

人口減少や施設の老朽化が今後加速的に進むことが見込まれる中で、各地方公共団体においては、財政負担の軽減・平準化のためにも、公共施設等適正管理推進事業債も活用しながら、公共施設の適正な管理を進めていただければ幸いです。